別記１　本店所在地及び提出場所
［掲載順序　本店所在地　提出場所］
⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171）メールアドレス thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp）
⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151）メールアドレスktr-shikakushinsa@mlit.go.jp）
⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１　新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―280―8880）メールアドレス84zuiji@hrr.mlit.go.jp）
⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138）メールアドレスcbr-shikaku@mlit.go.jp）
⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課　（（移転前）〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44（電話06―6942―1141）メールアドレスkkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp（移転後）〒540―8586　大阪府大阪市中央区大手前３－１－41（電話及びメールアドレス移転前と同様））
⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231）メールアドレスshikaku-zuiji@cgr.mlit.go.jp）
⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33　高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061）メールアドレスskr-shikaku@mlit.go.jp）
⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７　福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331）メールアドレスqsr-keiyaku@mlit.go.jp）
別記２　提出場所
⑴　国土交通省国土技術政策総合研究所会計課（〒305―0804 茨城県つくば市旭１番旭庁舎（電話029―864―2211））
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（電話03―5253―8111））
別記３　送付先
測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスク　〒980―0811 宮城県仙台市青葉区一番町４－７－17　ＳＳ．仙台ビル２階　測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付ヘルプデスクあて　電話022―397―9558

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度において国土交通省の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局及び国土交通省北海道開発局を除く。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。
令和４年10月３日
国土交通省大臣官房会計課長　須藤　明夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
１　業種区分及び発注する工事の種類
⑴　土木工事業
⑵　建築工事業
⑶　電気工事業
⑷　管工事業
⑸　鋼構造物工事業
⑹　舗装工事業
⑺　塗装工事業
⑻　防水工事業
⑼　内装仕上工事業
⑽　機械器具設置工事業
⑾　電気通信工事業
⑿　造園工事業
⒀　水道施設工事業
⒁　消防施設工事業
⒂　清掃施設工事業
注　工事の種類については建設業法第２条別表第１による区分とする。
２　業種区分及び発注する測量等の種類
⑴　測量：測量法第55条による登録を受け営む業務
⑵　建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第２条に規定する建設コンサルタント業務（含：設計・監理）
⑶　地質調査：地質調査業者登録規程第２条に規定する地質調査業務
⑷　補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規程第２条に規定する補償コンサルタント業務
⑸　その他の業種：その他登録を受けて営む業務
３　申請の時期
⑴　定期の申請にあっては、インターネットの使用により令和４年12月１日から令和５年１月13日までに、次のアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。
建設工事　https://www.pqr.mlit.go.jp/
測量等　https://www.pqrc.mlit.go.jp/
ただし、４⑵①㈠～㈦に掲げる書面を添付する場合の申請及び10に掲げる場合の申請ついては、令和４年12月１日から令和５年１月13日まで（当日消印有効）の間に郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は電子メール（最終日の16時受信分まで有効）を送付するものとする。
⑵　随時の申請時期は、令和５年１月16日以降とする。
４　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量等）」（以下「申請書」という。）は、別記１に掲げる場所において、一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者に配布する。
また、インターネットを使用して申請をする者は、３⑴に掲げるアドレスにアクセスし、令和４年11月１日から令和４年12月28日までにパスワードの請求手続きを行い、入手したパスワードを用いて令和４年11月１日から令和５年１月13日までに申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。
⑵　申請書の作成方法　申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとする。
①　建設工事
㈠　申請書
㈡　業態調書
㈢　営業所一覧表
㈣　総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
㈤　国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）、国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）のいずれか
㈥　申請者が共同企業体等である場合には建設共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書
㈦　申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後５年未満の場合には当該事実を証明する書類
㈧　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
㈨　行政書士等の代理申請による場合には委任状